

平成30年度

社会福祉法人こごた福社会事業報告

• 法人本部 事業報告	2ページ
• 養護老人ホーム 万生園	3ページ
• 養護老人ホーム 万生園 短期入所事業	7ページ
• 万生園ケアプランセンター	8ページ
• 万生園ヘルパーステーション	9ページ
• 養護老人ホーム ひばり園	10ページ
• 養護老人ホーム ひばり園 短期入所事業	15ページ
• ひばり園ケアプランセンター	16ページ
• ひばり園ヘルパーステーション	17ページ

平成30年度 法人本部 事業報告

■法人ホームページの維持管理（平成30年度事業計画「7」）

公開している情報の見直し、更新を行った

■苦情解決（平成30年度事業計画「8」）

- ・第三者委員に新たな変更はなし
- ・苦情受付 2件

	時期	施設・事業所	申出者	内容・対応
1	1月	万生園	利用者様	利用者様より「今朝からオムツを取替えて欲しいと話しているのに、誰も交換に来ない」と訴えがあり、何時間も不快な思いをさせたことについて謝罪。今後、なるべく速やかに対応することを話し了承を得る。具体的な対策として排泄支援の必要な利用者様のリストを作成し、定時訪室を徹底する
2	1月	万生園	利用者様	排泄ケア支援が不十分であったことへの苦情。「歩けるようになるまで、オムツの交換をしてほしい」との希望であるため、できるだけそのような対応することを話し、了承を得る

■個人情報保護（平成30年度事業計画「10」）

- ・入職時の個人情報保護に関する誓約書提出を引き続き徹底した
- ・特定個人情報取扱規程に基づき、マイナンバーの取扱いを行った

■養護老人ホーム万生園改築事業（平成30年度事業計画「13」）

- ・滞りなく指定書類を提出し、サービス対価の受領、七十七銀行への支払いを行った
- ・四半期毎のモニタリングを受け、適宜、運営状況の報告を行った
- ・3年毎の更新となっている七十七銀行との債権譲渡担保権設定契約更新を行った

■地域貢献事業（平成30年度事業計画「14」）

- ・養護老人ホームひばり園で1件あり（平成31年1月 緊急避難者1名 23歳 男性に日用品支給）

■養護老人ホームひばり園大浴改修事業（平成30年度事業計画「15」）

3ユニット北面上部と同様、ガルバニウム鋼板によるカバー工法により改修工事を行った

■養護老人ホームひばり園空調設備改修事業（平成30年度事業計画「16」）

数社より概算見積りを取り、ダイキン製 空冷ヒートポンプエアコン更新用ビル用マルチへの入替えの方向性を定めた

平成30年度 養護老人ホーム万生園 事業報告

1. 基本方針

- (1) 利用者のサービスに関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な支援及び訓練その他の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを行うよう努めなければならない
- (3) 利用者の各ユニットは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行う
- (4) 社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による最適なサービス提供に努める
- (5) 行政機関、福祉施設を含む関係機関と密接な連携に努める
- (6) 介護認定を受けている利用者が最適な介護サービスを受けられるように調整を図る
- (7) 国・県等の関係法及び条例等を順守して、福祉事業を行う

2. 支援方針

- (1) 利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な支援を適切に行う
- (2) 利用者へのサービス提供は、支援計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う
- (3) 職員は、利用者へのサービス提供並びに生活支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス提供上必要な事項について、理解しやすいような説明を行う
- (4) 利用者へのサービス提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない
- (5) 前項の身体拘束等を行う場合には、別に定める規定を遵守しなければならない
- (6) 身体に対する苦痛・言動による精神的な苦痛を与える等の体罰は行ってはならない

3. 事業実施計画

- (1) 園内
 - ① 生活支援
 - 1) 全職員は、利用者の方がどのようなサービス提供を求めているのかニーズの把握を行い、個別契約型外部介護サービスの利用等最適なサービス提供・生活支援を行う
 - 2) 業務の効率化を図り、職員も居住者の一員として対話を重視し、利用者の方と共にやすらぎのある生活づくりを行う
 - 3) 機能低下予防のため、個々の状況に応じた介護予防に努める
 - 4) 全職員からのサービス・業務の効率化等についての企画・提案書の提出を推進し、評価と褒賞を行う
 - 5) 記録業務の充実と簡素化を図る
 - 6) 利用者の方が、季節感を感じることができるように、園全体の物品と利用者の私物整理に努める

- ② 各種講座・療法
 - ・生け花講座（毎月第1火曜日） ・書道講座（毎月第1水曜日）
 - ・カラオケ講座（毎月第3木曜日） ・音楽療法（毎月第3火曜日）
 - ③ 趣味・レクレーション等の園内デイサービスの実施
日勤職員が担当、毎週火曜日と木曜日にホール（集会室）にてレクレーションを実施
- (2) 園外
- ① レクレーションを兼ねた日帰り旅行、地域講座への参加
 - ② 町内会・老人クラブ等活動への参加協力
 - ③ ボランティア活動及び奉仕活動への参加に対する協力推進
 - ④ 利用者の社会的な孤立を防ぐための身元引受人並びに家族、行政機関との連携強化
- (3) 健康管理・環境管理
健やかな生活を送るために、医師の指示を受け、常に健康状態を把握しながら早期発見、早期対応を図る。また、疾病の予防するための健康相談等の個別支援を図る
- ① 疾病の再発防止、合併症の予防と早期発見、早期治療
 - ② 週に一回、嘱託医師による内科健康相談
 - ③ 看護師による健康相談、健康管理の個別支援の実施
 - ④ 年2回の健康診断、任意によるインフルエンザ予防接種の実施
 - ⑤ 看護師を感染予防推進者とした感染症対策委員会の開催とノロウイルス等の予防
- (4) 環境衛生管理
- ① 清潔保持の為に日常的な定期清掃、年1回の大掃除
 - ② 委託事業者による病害虫、鼠駆除
 - ③ 施設長は職員の中から1名を環境衛生管理者として指名する。環境衛生推進者を主として施設内の環境衛生を推進する
- (5) 警備
- ① 契約警備会社との連携による防災・警備の強化
 - ② 緊急連絡網体制の強化
 - ③ 緊急業務無線、防犯カメラ、防犯センサー等機械設備の定期点検の実施
 - ④ 職員による建物内外の定時巡回体制の強化
- (6) 給食
- ① 嗜好調査及び残食状況を基にした献立作成
 - ② 利用者個人に適した栄養量の確保
 - ③ 共に食事に楽しみが感じられ、季節感と湯気のある食事提供
 - ④ 限られた食材からのバラエティー豊かな食事提供
 - ⑤ 器や盛付け等の食事環境に心を配り、五感で味わうことができる等の工夫した食生活の提供
 - ⑥ 行事食等で利用者の方々が自分の好みで選択できる食事の提供
 - ⑦ 適温給食の実施
 - ⑧ 地場産品等の食材調達を基本とする
 - ⑨ 行事等で職員の安全及び衛生管理のもとでの利用者の直接調理の実施
 - ⑩ 栄養士を衛生推進者とした給食設備及び機器・備品管理と食中毒等の予防

(7) 事故防止と防災対策の強化

防火管理者が防災対策を推進し、下記項目を実施するとともに利用者の安全と防災意義の啓発と事故防止及び防災対策の強化に努める

- ① 定期的防災訓練の年2回以上を実施
- ② 委託契約した専門業者と合同での各種防災設備の点検と整備
- ③ 関係機関、近隣施設、地域との連携強化
- ④ 事故防止の強化、防火管理者による建物設備及び敷地内定期巡回検査
- ⑤ 専門業者による園内消毒等の実施による食中毒の防止
- ⑥ 防火管理者による防災計画（別紙）の作成
- ⑦ 防災計画に基づいた防災用品の整備
- ⑧ AED、新任職員への救急救命講習の開催
- ⑨ 個人情報保護のため、園内パソコンのパスワード設定による利用制限の実施
ならびに職員用ページログイン名・パスワードの定期的な変更

《 設定目標 》

部門・担当	設 定 目 標	
看護師	利用者の健康管理・病気の早期発見 救命救急講習（救急蘇生法・AEDの使用法）の開催（新採用時）	
生活相談員	関係機関（主に措置市町・医療）やご家族との連携による措置変更 支援計画の充実。生活の相談、支援	
支援員	個人の尊重を基本に個性が大切にされる生活を送れるように支援する 各居室内整理整頓の支援	
給食係	無事故を基本に笑みがこぼれる食事作り 嗜好調査を基本に思い出の食事を提供	残食の精査
リスクマネジメント委員	定期的な委員会の開催 事故防止の内部研修	7/31、12/27、3/28
身体拘束廃止委員	定期的な委員会の開催 高齢者虐待防止の為の研修開催	9/11、3/5、3/26
感染症対策委員	定期的な委員会の開催 マニュアルの見直しと周知徹底	6/27、10/2、12/17、3/28
個人情報保護委員	定期的な委員会の開催 全職員への個人情報保護についての啓蒙	10/31、3/29
栄養アセスメントと嗜好 調査委員・給食委員	定期的な委員会の開催	11/28、1/29、2/26、3/21
総務課 (会計・人事・庶務)	不安を与えない対応を心がける 利用者・職員本位の業務遂行	

《 評 価 》

- ・定員充足が図れない中ではあるが、利用者様の高齢化や介護状態の重度化も加速しており、職員ひとり一人の意識向上を図りながら、業務全体を見直し、概ね事業計画通りに実施した
- ・委員会開催について、日程調整が難しい状況であった為、次年度においては、実施日を設定する
身体拘束廃止委員会についても感染症対策委員会同様に年4回の開催を予定する
- ・支援計画の見直しや全職員への周知に一部不十分な面があったため、今後の課題とする

体験・実習等

年 月 日	目 的	参加者所属	人 数
平成30年11月15日	総合的学習の時間（地域の老人福祉施設への訪問、交流活動）	石巻市立稲井中学校1学年	25名

防災訓練等

開催日	研修内容		参加者
平成30年 5月28日	第1回避難訓練 部分訓練 火災避難誘導	1ユニット 利用者6名参加 2ユニット 利用者7名参加 3ユニット 利用者8名参加 4ユニット 利用者2名参加 5ユニット 利用者7名参加 6ユニット 利用者7名参加 7ユニット 利用者9名参加 9ユニット 利用者9名参加 10ユニット 利用者9名参加	万生園 利用者 64名 職員 11名
平成30年 10月8日	第2回避難訓練 総合訓練 夜間火災避難誘導	石巻東消防署 同和警備 東北浅野防災設備 防災協力員	万生園 利用者 47名 職員 15名
平成30年 12月5日	第三回避難訓練 部分訓練、台風や大雨の風水害による土石流及び がけ崩れ、原発災害、避難誘導	1ユニット 利用者7名参加 2ユニット 利用者6名参加 3ユニット 利用者8名参加 4ユニット 利用者9名参加 5ユニット 利用者7名参加 ※ストレッチャー搬送訓練実施	万生園 利用者 37名 職員 14名

措置機関一覧

（平成31年4月1日現在）

	措置機関	男	女	計
1	石巻市	20	45	65
2	東松島市	1	3	4
3	女川町	1	5	6
4	若林区	1	0	1
計		23	53	76

退園理由

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

理由 性別	自 立	介護保険施設	病 院	その他	死 亡	合 計
男 性	0	1	0	0	3	4
女 性	0	3	0	0	11	14
合 計	0	4	0	0	14	18

平成30年度 養護老人ホーム万生園 短期入所事業 事業報告

1. 基本方針

- (1) 原則として65歳以上の方であって、疾病その他の理由において、居宅での生活が一時的に困難になった方が、介護保険法で定める短期入所生活介護サービスをやむを得ない事由により利用できない場合に利用していただく
- (2) 県及び市町村が行う、「緊急避難事業」「生活管理指導短期宿泊事業」「レスパイト事業」等の委託を受け、各々の事業の主旨に沿って利用していただく
- (3) 会員制の個別契約によって、「65歳以上で、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった方」、「身体介護および介助を必要としない方」、「医行為を必要としない方」、「介護保険のサービスを使える状態にない方」を条件に利用していただく

2. 支援方針

- (1) 利用者の心身の健康保持及び権利・擁護を基本に、利用者個々の有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるように支援する
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者のプライバシーの保護に努め、利用者の立場に立ったサービスを提供する
- (3) 地域社会や家庭との結びつきを重視し、利用者が地域社会や家族との接触ができるように支援するとともに、施設の情報を公開する

3. 事業実施計画

市町村との契約は、虐待等の緊急性の高い案件を優先に通年24時間の受け入れを行う

利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
延べ利用人数	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1.2
延べ利用日数	30	31	30	31	31	30	31	30	45	31	28	47	32.9

《 評価 》

計画通りに実施された

平成30年度 万生園ケアプランセンター 事業報告

1. 運営方針

- (1) 地域住民が要介護状態になった場合においても、自立支援を基本として、適切な介護サービスが総合的かつ効率的に提供できるように配慮する
- (2) 常に利用者の立場にたった事業運営に努めるとともに、人権・人格を尊重し、公平中立な姿勢で業務に臨む
- (3) 地域における高齢者福祉の向上のため、行政・関係機関及び他の介護サービス事業者との密接な連携・連絡を図る

2. 事業活動状況

(1) 職員配置

管理者 1 名

主任介護支援専門員 1 名：管理者との兼務 1 名

※非常勤介護支援専門員 1 名（平成 30 年 8 月末で勤務終了）

(2) 介護給付費請求

提供月	請求件数	介護給付費（円）
4月	32	386,060
5月	30	356,850
6月	30(1)	372,530
7月	29	345,170
8月	30	362,850
9月	29	347,170
10月	28	332,640
11月	26	310,430
12月	26	312,430
1月	26	308,430
2月	26	312,430
3月	24	286,220
合計	336 (1)	4,033,210

※()は、うち月遅れ件数

(6) 相談件数

相談内容	件数
万生園からの依頼（介護保険要介護・要支援認定区分変更申請の代行と認定調査の立会い依頼）	4 件
万生園からの依頼（介護保険要介護・要支援認定申請の代行と認定調査の立会い依頼）	2 件
居宅介護支援事業所変更に伴い、居宅介護支援業務の担当依頼	1 件
グループホーム入居希望の相談	1 件

《 評価 》

- ・事業計画通り、事業活動を遂行できた
- ・介護支援専門員 2 名から 1 名へと体制が変わり、担当ケースについては、滞りなく引き継ぐ事ができた
- ・介護量増加に伴う長期入所施設への移行や新規での利用者の減少があり前年度より事業収入も若干の減額となった、常時 5 名程の空き人数として確保し、万生園での緊急的なサービス利用にも対応できる体制づくりを徹する事ができた
- ・研修会への参加により適正なケアマネジメントの重要性を認識できた

平成30年度 万生園ヘルパーステーション 事業報告

1. 運営方針

- (1) 事業所の訪問介護員等は地域住民が要介護状態、要支援状態になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。
- (2) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- (3) 地域福祉の向上のため、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者及びその他保健・医療機関と密接に連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2. 事業活動状況

(1) 職員配置（平成31年3月31日現在）

8名

統括責任者1名、管理者（兼務）1名、サービス提供責任者2名、訪問介護員6名

(2) 収入および稼働状況

提供月	収入（円）	稼働人員（人）	稼働時間（時間）	稼働率（％）
4月	3,370,750	132	681	68.7
5月	3,750,840	139	746	71.5
6月	3,595,170	132	708	71.5
7月	3,610,890	128	717	74.6
8月	3,670,490	128	722	75.2
9月	3,426,210	122	672	73.4
10月	3,579,170	128	712	74.1
11月	3,703,360	128	723	75.3
12月	3,754,270	128	733	76.3
1月	3,766,570	133	738	73.9
2月	3,383,340	116	662	76.0
3月	3,521,530	122	690	75.4
合計	43,132,590	1,536	8,504	平均 73.8
前年度	43,943,820	1,543	9,005	平均 77.8

※稼働率＝稼働時間÷（稼働人員×実働可能時間 7.5時間）×100、小数点第二位以下切り捨て

《 評価 》

- ・利用者様の介護状態の重度化が進む中、事故・苦情等もなく利用者の安心・安全に努められた
- ・内部研修及び外部研修で得た成果が、職員の質の向上や職場のレベルアップにつながっている
- ・利用者様の人数が減少したこと等により、収入は前年度におよばなかったが、稼働率は73.8%となった

平成30年度 養護老人ホームひばり園 事業報告

1. 基本方針

- (1) 利用者のサービスに関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な支援及び訓練その他の援助を行う事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを行うよう努めなければならない
- (3) 利用者の各ユニットは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行う
- (4) 社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による最適なサービス提供に努める
- (5) 行政機関、福祉施設を含む関係機関と密接な連携に努める
- (6) 介護認定を受けている利用者が最適な介護サービスを受けられるように調整を図る
- (7) 国・県等の関係法及び条例等を順守して、福祉事業を行う

2. 支援方針

- (1) 利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な支援を適切に行う
- (2) 利用者へのサービス提供は、支援計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う
- (3) 職員は、利用者へのサービス提供並びに生活支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス提供上必要な事項について、理解しやすいような説明を行う
- (4) 利用者へのサービス提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない
- (5) 前項の身体拘束等を行う場合には、別に定める規定を遵守しなければならない
- (6) 身体に対する苦痛・言動による精神的な苦痛を与える等の体罰は行ってはならない

3. 事業実施計画

(1) 園 内

① 生活支援

- 1) 全職員は、利用者の方がどのようなサービス提供を求めているのかニーズの把握を行い、個別契約型外部介護サービスの利用等最適なサービス提供や生活支援を行う
- 2) 業務の効率化を図り、職員も居住者の一員として対話を重視し、利用者の方と共にやすらぎのある生活づくりを行う
- 3) 機能低下予防のため、個々の状況に応じた介護予防に努める
- 4) 全職員からのサービス・業務の効率化等についての企画・提案書の提出を推進し、評価と褒賞を行う
- 5) 記録業務の充実と簡素化を図る
- 6) 利用者の方が、季節感を感じることができるように、園全体の物品と利用者の私物整理に努める

② 各種教室

- ・民謡教室 ・手芸クラブ ・将棋クラブ ・カラオケ教室 (各、月2回)
- ・地域老人クラブ (月1回)

(2) 園 外

- ① レクリエーションを兼ねた日帰り旅行、地域講座への参加
- ② 町内会・老人クラブ等活動への参加協力
- ③ ボランティア活動及び奉仕活動への参加に対する協力
- ④ 利用者の社会的な孤立を防ぐため、身元引受人や家族、行政機関との連携強化

(3) 健康・環境管理

健やかな生活を送るために、医師の指示を受け、常に健康状態を把握しながら早期発見、早期対応を図る。また、疾病の予防するための健康相談等の個別支援を図る

- ① 疾病の再発防止、合併症の予防と早期発見、早期治療
- ② 月1回以上、嘱託医師による内科健康相談
- ③ 看護師による健康相談、健康管理の個別支援の実施
- ④ 年2回健康診断、任意によるインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチンの予防接種の適宜実施
- ⑤ 委託事業者による病害虫、鼠駆除
- ⑥ 感染症対策
- ⑦ 職員の健康管理 職員の健康保持、増進のため「労働安全衛生規則第44条」に基づき次のとおり、健康診断を行う

(4) 給 食

- ① 嗜好調査及び残食状況を基に献立を作成し、利用者個人に適した栄養量の確保と共に食事に楽しみが感じられ、季節感と湯気のある食事を提供する
- ② 限られた食材からバラエティー豊かな食事を提供し、器や盛付け等の食事環境に心を配り、五感で味わうことができる等の工夫した食生活を提供する
- ③ 利用者の方々が自分の好みで選択できる食事を提供する
- ④ 適温給食の実施
- ⑤ 地場産品等の食材調達を実施
- ⑥ 職員の安全及び衛生管理のもとで、利用者の方々が直接調理できる機会をもつていただく

(5) 事故防止と防災対策の強化

利用者の安全と防災意義の啓発と事故防止及び防災対策の強化に努める

- ① 定期的防災訓練の年2回実施（内1回は消防署立会いによる総合防災訓練）
- ② 委託契約による専門業者との合同で、各種防災設備の点検と整備
- ③ 関係機関、近隣施設、地域との連携強化（防災協力員との合同訓練の実施）
- ④ 事故防止の強化、防火管理者による建物設備及び敷地内定期巡回検査
- ⑤ 専門業者による園内消毒等の実施による食中毒の防止
- ⑥ 防災用品の整備
- ⑦ 防災計画
防災計画は別に定める
※ 消防設備等の操作方法、設置場所の把握、非常口・避難路の障害物の除去、利用者同士の相互協力

(6) 運営方針

- ・法人「理念」、「基本方針」に沿い、施設が一体となって、職種間・職員間の連携を取る
- ・職員一人ひとりが自分の業務を常に見直す姿勢とチェック機能の充実を図る

《 設定目標 》

部門・担当	設 定 目 標	
看護師	利用者の健康管理・病気の早期発見 救命救急講習（救急蘇生法・AEDの使用法）の開催（年1回） 8/28	
生活相談員	関係機関（主に措置市町村）やご家族との連携 支援計画の充実 社会復帰への相談、支援	
支援員	利用者お一人お一人が、快適で潤いのある生活を送れるように支援する各居室 内整理整頓の支援	
給食係	安全・安心な食事作り 嗜好調査を充実し、利用者の嗜好にあった食事を提供し、残食を減らす	
リスクマネジメント委員	定期的な委員会の開催 事故防止の内部研修	5/15、10/1、12/19
身体拘束廃止委員	定期的な委員会の開催 高齢者虐待防止のための研修開催	5/14、8/20、12/4、3/8
感染症対策委員	定期的な委員会の開催 マニュアルの見直しと周知徹底	4/16、7/18、10/5、1/22
個人情報保護委員	定期的な委員会の開催 全職員へ の個人情報保護についての啓蒙	6/25、2/8
総務課 （会計・人事・庶務）	正確、確実、早急な対応を心がける 利用者・職員の立場にたった業務をする	

《 評価 》

- ・措置市町村をはじめ、地域の方々や各病院との連携により、概ね予定通りに事業が実施された
- ・利用者様の高齢化、介護状態の重度化、医療依存度の増加の為、利用者様の定員充足が図れない中ではあるが、通院介助や入退院の対応についてはかなりの時間を要している
- ・外出支援の機会を設けることも難しい状況であったが、ユニット毎に避難訓練を行い、その延長で町内のドライブをして、利用者様の気分転換を図った
- ・大掃除についてはユニット毎に半月ほどの期間を設け、利用者様の居室内の環境整備、整理整頓も含めその期間内に集中して行った（9月後半から12月）
- ・今年度は支援計画（処遇計画）の作成や見直しに時間を要したが、週1回のミーティングや月1回の職員会議、各種委員会の開催の中でも常に利用者様への支援の在り方について話し合い、参加できない職員に対してもそのことが周知されるようにし、課題解決が図れるように努めた

体験・実習等

年月日	目的	参加者所属	人数
平成30年 5月9日～10日 (2日間)	職場体験学習	不動堂中学校2年生	6名
平成30年 5月28日～6月28日 (24日間)	社会福祉援助技術実習	東北福祉大学4年生	1名
平成30年 6月6日～26日 (15日間)	産業現場等における実習	宮城県立支援学校 女川高等学園2年生	1名
平成30年 7月26日～27日 (2日間)	職場体験実習	小牛田農林高等学校1年生	2名
平成30年 8月20日～24日 (5日間)	介護等体験実習 (教員免許取得の為)	石巻専修大学2年生	1名
平成30年 11月16日	13歳の社会へのかけ橋づくり事業	不動堂中学校1年生	78名

防災訓練等

開催日	研修内容	講師(協力者)	参加者
平成30年9月25日	「総合消防訓練」 (夜間想定)	大崎地域広域行政事務組合遠田消防署(3名) 株)東北浅野防災設備(1名) 防災協力員(6名)	ひばり園 利用者 48名 職員 13名
平成31年3月19日	「総合消防訓練」	大崎地域広域行政事務組合遠田消防署(2名) 株)東北浅野防災設備(1名) 防災協力員(5名)	ひばり園 利用者 17名 職員 13名 ※インフルエンザ発生の 為、縮小実施

措置機関一覧

(平成31年4月1日現在)

	措置機関	男	女	計
1	仙台市青葉区	3	0	3
2	仙台市宮城野区	0	1	1
3	仙台市若林区	0	1	1
4	石巻市	8	4	12
5	塩竈市	1	0	1
6	大崎市	1	1	2
7	栗原市	1	1	2
8	東松島市	1	0	1
9	涌谷町	3	5	8
10	加美町	4	1	5
11	色麻町	0	1	1
12	大衡村	0	1	1
13	美里町	4	11	15
14	女川町	0	1	1
15	名取市	0	4	4
16	大和町	0	1	1
17	松島町	1	0	1
18	登米市	0	2	2
計		27	35	62

退園理由

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

理由 性別	自立	介護保険施設	病院	その他	死亡	合計
男性	0	0	0	0	5	5
女性	0	2	0	0	3	5
合計	0	2	0	0	8	10

平成30年度 ひばり園短期入所事業 事業報告

1. 基本方針

- (1) 原則として65歳以上の方であって、疾病その他の理由において、居宅での生活が一時的に困難になった方が、介護保険法で定める短期入所生活介護サービスをやむを得ない事由により利用できない場合に利用していただく
- (2) 市町村が行う、「緊急避難事業」「生活管理指導短期宿泊事業」「レスパイト事業」等の委託を受け、各々の事業の主旨に沿って利用していただく
- (3) 会員制の個別契約によって、「65歳以上で、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった方」、「身体介護および介助を必要としない方」、「医療行為を必要としない方」、「介護保険のサービスを使える状態にない方」を条件に利用していただく

2. 支援方針

- (1) 利用者の心身の健康保持及び権利・擁護を基本に、利用者個々の有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるように支援する
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者のプライバシーの保護に努め、利用者の立場に立ったサービスを提供する
- (3) 地域社会や家庭との結びつきを重視し、利用者が地域社会や家族との接触ができるように支援するとともに、施設の情報を公開する

3. 事業実施計画

- (1) 市町村との契約
虐待等の緊急性の高い案件を優先に通年24時間受け入れを行う
- (2) 個別契約
①重要事項説明書の活用及び中長期的な利用となっている方との契約書の取り交わしを実施する
②ホームページでの情報公開をはじめとして、主に美里町の住民の方々にサービスの存在を知って頂く

平成30年度の利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	平均
延べ 利用人数	委託	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1	2	1	9	0.75
	会員制	2	2	3	3	2	1	1	1	2	4	4	3	28	2.33
延べ 利用日数	委託	0	14	13	0	15	13	0	0	10	17	21	6	109	9.08
	会員制	60	62	68	68	49	30	31	30	49	69	83	93	695	57.91

《 評価 》

会員制のショートステイで利用されている利用者様が増加した
虐待事由での緊急の利用者様も一定の需要がある
引き続き受け入れ体制を整えておきたい

平成30年度 ひばり園ケアプランセンター 事業報告

1. 運営方針

- (1) 地域住民が要介護状態になった場合においても、自立支援を基本として、適切な介護サービスが総合的かつ効率的に提供できるように配慮する
- (2) 常に利用者の立場にたった事業運営に努めるとともに、人権・人格を尊重し、公平中立な姿勢で業務に臨む
- (3) 地域における高齢者福祉の向上のため、行政・関係機関及び他の介護サービス事業者との密接な連携・連絡を保持する

2. 事業活動状況

(1) 職員配置

常勤1名（管理者と介護支援専門員の兼務）

(2) 介護給付費・介護予防支援業務委託料請求 ※()は、月遅れ件数

提供月	請求件数	介護給付費(円)	介護予防件数	介護予防支援業務委託料(円)	合計(円)
4月	30	369,600	5	21,500	391,100
5月	29	360,770	5	21,500	382,270
6月	32	397,860	5	21,500	419,360
7月	31	378,180	5	21,500	399,680
8月	32	387,210	5	21,500	408,710
9月	32	386,210	5	21,500	407,710
10月	31	374,530	5	21,500	396,030
11月	31	378,030	5	21,500	399,530
12月	33 (1)	402,740	4	17,200	419,940
1月	32	385,560	4	17,200	402,760
2月	36 (2)	440,130	4	17,200	457,330
3月	33	393,590	4	17,200	410,790
合計	382	4,654,410	56	240,800	4,895,210

相談件数 1件

相談内容	件数	その後の経過
80歳代兄弟夫婦が統合失調症の妹70歳を40年間金銭面含め支援 兄弟夫婦も高齢となり、今後の生活に不安がある。兄は認知症発症している。妹を養護老人ホームひばり園に入所させたい	1件	住所地の包括支援センターへ相談する。包括の職員が家族と一緒に社会福祉事務所へ相談に行かれる。結果、養護老人ホーム利用の対象とはならないとの説明を受ける。包括の方と一緒に福祉事務所に行き、説明を受けた事でご家族も了承され、妹様が生活保護を申請し、在宅で介護保険サービス利用開始となる

《 評価 》

- ・事業計画通り実施できた
- ・年間を通し居宅支援件数35名(要支援者4名から5名含め)確保できた
- ・研修会への参加により質の高いケアマネジメントの重要性を認識できた

平成30年度 ひばり園ヘルパーステーション 事業報告

1. 運営方針

- (1) 事業所の訪問介護員等は、地域住民が要介護状態・要支援状態になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う
- (2) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する
- (3) 地域福祉の向上のため、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、及びその他保健・医療機関と密接に連携を図り、総合的なサービスの提供に努める

2. 事業活動状況

(1) 職員配置（平成31年3月31日現在）

10名

管理者1名（兼務）、統括責任者1名、サービス提供責任者2名、訪問介護員9名（常勤5名、非常勤4名）

(2) 収入および稼働状況

提供月	収入（円）	稼働人員（人）	稼働時間（時間）	稼働率（％）
4月	3,224,660	135	582	61.6
5月	3,007,080	131	553	60.3
6月	2,694,070	122	485	56.8
7月	2,928,360	116	641	78.9
8月	3,234,790	130	572	62.9
9月	3,013,700	134	559	59.6
10月	3,399,770	132	607	65.7
11月	2,711,040	128	503	56.1
12月	2,726,220	129	510	56.5
1月	3,003,310	163	546	47.9
2月	2,901,150	154	519	48.1
3月	3,322,572	154	541	50.2
合計	36,166,722	1,628	6,618	58.1
前年度	36,800,780	1,364	6,881	72.0

※稼働率＝稼働時間÷（稼働人員×実働可能時間7時間）×100

※実働可能時間については、事業所からひばり園までの移動時間を考慮し、8時間ではなく、7時間としている

《 評価 》

- ・事業収入については前年度とほぼ同額の実績となったものの、稼働率が低い水準にとどまり、今後の大きな課題である